

昭和六一年(わ)第()二四二号

裁判長
認印



第七回公判調書(手続)

被告事件名

公務執行妨害

及び

被告人氏名

根本健司

(出頭)

公判をした

年月日

昭和六一年一月五日

裁判所

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判官

裁判長

青野平

小林秀和

岡健太郎

裁判所書記官

井野口 攝

検察官

松岡幾男

裁
判
所
印

表
判
所

出頭した
弁護人

主任弁護人

池上健治
川窪仁師

立ち会った裁判所書記官 細田良夫 原田むつみ

出頭した証人 大島邦男 阪口芳正

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

告知した次回期日 (さきに指定済み)

昭和六年二月三日午後一時一五分

昭和六年一月一九日

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判所書記官 井野口

攝
印

(様式刑1)

事件番号 昭和六一年わ 第一四二号

証人尋問 調書

(この調書は、第七回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名

大島 邦男

職業

国家公務員

年齢

昭和三二年五月九日生

住居

奈良県北葛城郡河合町中山台
一ノ一九ノ三三

裁判長

さきにした宣誓の効力を維持する

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以下余白

被告人

最高裁印 九号の一

というんかな、そんな感じで胸及びほかのところを私に向かって殴ったり、証人控室内で腕を引張り回したりしているんですが、その法廷内のなんというんですか、殴りかかって来た胸のほかの場所というのはわかっていますか、殴った場所と
いうのは。

殴った覚えもありませんし、そういった今おっしゃられたことは一切ありません。

検
察
官

根本被告人がはめておる腕時計のバンドが切れたという事実はあったんですか。

記憶にないです。

腕時計を被告人がはめていたかどうかについての記憶はありますか。

ありません。

それから拘束命令とか退廷命令が出てそれが執行されるまでの間に時間があり過ぎるじゃないかという質問が前回出たと思うんですけども、この時間的な間隔が

あるのは間違いないと思うんだけども、そうだった理由というのは、これを簡単に言ってくれませんか。

退廷命令とか拘束命令とかの発せられたことの伝達が遅れたやないかな
と思われます。

というのは、あなたの証言によると、拘束命令を執行する際にも千田書記官というのがわざわざ現場へ来てそれで松下の特定をやっていますね。

はい。

それと同じように命令を執行するに際してはどういう内容の命令が出ておるか、誰に出ているか、こういうことを確認する必要があったというのがあなたの言い分ですか。

はい、そうです。

これまでの退廷命令の場合だと裁判官が法壇に残っておられて、その確認はその場で出来るから手間取ることはなかったと、こういうことですね。

はい、そうです。

今回は閉廷間なしに裁判官が法壇から立ち去られたんでその場で確認がむずかしくなったと、こういうことですか。

はい。

しかし、閉廷直後あなたは退廷命令が出てるということは聞いておられるんですね。

あとう：。

その廷吏とかそれから書記官とかその場にいた人を介してね。

そうです。

知ってるわけですね。

はい。

で、命令が出てるといふのはわかったんだけど、どういう内容かといふのを執行に先立ってもう一回確認しておきたかったと、こういうことですか。

はい。

それから警官の出動を要請するということを決めましたね。

はい。

他の警備員の人たちに警官の出動を要請して、それで執行するんだという伝達をどこでやったかということなんですけどね、あなたの記憶では一〇〇七と一〇〇八号法廷の前の廊下付近というような話をしていますね。

はい。

法廷に通ずる専用廊下の書記官室の前あたりで言ったのではないかと、こういうような証言もあるんですけどね。

はい。

あなたの記憶ではどこでやったと思いますか。

一〇〇七と一〇〇八の廊下で各警備員に伝えました。

それじゃもとへちよっと帰りますけれども、命令の内容の確認というのはどのよ

うな方法であなたはやりましたか。

退廷命令ですか。

そうです、退廷命令です。

退廷命令の場合は山田廷吏の人が法廷の中にこう入って来て、で、退廷命令が全員に対して出ていますというふうなことをほくに伝えたんで、その場で確認しました。

拘束命令はどうですか。

退廷命令、とにかく法廷の前まで執行して、その後一〇〇八号法廷あたりで全員集めてけがないかとかというふうな話をした直後に斎藤主任が自分のところに来て拘束命令が出ているから執行出来るかというふうな話をされたんで、その時点で拘束命令が出ているということがわかりました。

それ以外にあなた自身が書記官室へ行くなり、裁判官室に行つて管理担当者とか

裁判官自身に確認するということはあったんですか。

ありません。

それからもう一つ警官の出勤を要請するかどうかについての決定はどのようなになりました。

自分が斎藤主任なり塩川係長なり山本係長なりに警察官の派遣要請を具申したところちょっと待てと、裁判長の一応意向もあるんでまてということから、警察官派遣するかどうかは部の裁判長と主任とか管理官とか話しされて決定されたことです。

ちょっと待てという話はどこでやりとりしたんですか。

……、今ちょっとね、あんまりその点が覚えてないんですけどね、今の記憶では中央エレベーターの付近で塩川係長と山本係長が二人いらっしやっただんで、警察官派遣要請してくれというふうなことを申上げた時にちょっと待てというふうな塩川係長から言われたと、今の記憶ではそ

う思ってるんですけど。

それから要請することになったという決定はどこで誰から聞きましたか。

書記官室の前で斎藤主任から聞いたと思いますねんけど。

その聞いたことを他の警備員に伝達したのはどの場所ですか。

一〇〇七と一〇〇八の間の廊下のところにみんなを集めて警察官の派遣が決定されたからというふうなことを伝達したと記憶しています。

それから警官の出動要請の関係でも時間を必要とする事情があったわけですね。

そのへんはちょっとわからないんですけども。

それからあなたの方の手で退廷命令や拘束命令をじかに執行すると混乱が予想されると、けが人が出るということだということですね。

はい。

それは当時の傍聴人の動き、行動を見てそのように感じられたわけですか。

そうです。

被告人のほうのあなたに対する質問見ていると、随分あなた方から乱暴受けたんだということを書いてますけどね。

はい。

それは本当にもうそういうことはなかったですか。

ありません。

そうすると、あなた方が懸念された事態というのはどういような傍聴人の行動を見て感じたわけですか。

人数が二〇名あったことやし、いわゆる、ものすごく妨害激しいというふうにもものすごく感じましたんで、一〇階からエレベーターでおろすには相当混乱が予想されましたので、警察官のとにかく派遣をお願いしたほうがよりベターやと自分は思いましたけども。

あなたの判断では二〇名ぐらいのものを退廷させようとする、大体どのぐらいの人数が望ましいと考えてましたか。

出来たら一人に対して二人もしくは三人の警備員の数がやっぱりいるい
うふうに思いました。

それから当時あなた現場の責任者としてね、警備員のほうに負傷者が出る事態は
もちろん極力避けようというふうに配慮しておられたんですね。

はい、思いました。

それからそれと同様の理由で傍聴人にもけが人が出ないようにということもまた
あなた方警備員が考えていることじゃないですか。

そうです。

これは裁判所の管理者あるいは上司の方からも常日ごろ言われていることじゃな
いですか。

そうです。

たとえばどういう機会に傍聴人の扱いの教育を受けるわけですか。

毎年一回あります研修の時もそうですし、警備事件で打合わせに判事室

なんかに行った時に裁判長のほうから度々、いろいろ事件を警備する上でけが人出ないように、出ないようにと、常にこう指示があるわけです。今回の事件で警察官を要請する気になったのは、もうすでに方方でトラブルがあつて傍聴人あるいは警備員のほうに負傷者とかそれから着衣の破損とか、そういうような事態が現に出たから呼んだんですか、それとも出るのを懸念して未然にそういう事態を防ぐために手回しよく呼んだんですか、そのいずれですか。

両方です。要するに庁舎外まで退廷執行する上で全員が集まった時に被服の破損者が出てましたので、ここからエレベーターを使って一〇階から一階までおろすには相当の抵抗もあるし、けが人が先程申上げたように、けが人が出て困るんで警察官をとにかく要請してほしいと申上げた次第です。

警備員のほうに出ていた被害というのは前日も証言ありましたけれども、ボタンが取れている人がいましたね。

はい。

ほかにはどんな人がいましたか。

警備服の、いわゆるうしろの背中はこの部分が、ほとんどいうてええぐらい全面的に破れてましたし、自分が持ってました無線のいわゆるシールドという巻いた線、あの部分が断線したいうんかな、直接はこう切れてませんけど、中で断線してたようでしたし、そういったことからけが人出るというふうに懸念されたんで。

制服の破損というのは背中の縫目のところが裂けたんですか。

そうです。

鼻血が出るとか打撲傷受けるとか、こういうのは訴える警備員いましたか。

その退廷執行したあと、退廷執行した時は別になかったん違うかなというふうに記憶してますけど、あとで聞いたら退廷執行の時に突き指したとかというふうなことはあとで聞きました。

表 半 月
ほくが聞いているのは警察官の出勤を要請するかどうかを決めようとした時点までのことですよ、その点では。

その段階では負傷者は出てなかったというふうに記憶しています。被告人のほうの言い分というか、質問聞いているとね、方方でこうもみ合いになったり、殴り合いになったりしているというようにうかがえる質問もあるんですけどそういう事態はあったんですか。

ありません。

それから傍聴人のほうから暴行とか陵虐だとかというような抗議の声は上がったことはあるんですか。

ありません。

それからあなたに対して名前を名乗れというようなことは傍聴人のほうから言ったことがありますか。

なかったと思いますけど。

次にね、拘束命令と退廷命令の執行中のことなんですけれども女性が廊下に倒れておっただと言いましたね。

はい。

で、どういうことで倒れているのかということ看護婦さんか、その回りの人に確認してみたことがあるでしょう、あなた。

はい。

そしたら自分で倒れたんだと、こういう答が返って来たというんですね。

はい。

これもちょっと不思議に思うのは、傍聴人が廊下にこう倒れてるということになれば、その原因がどうであれ庁舎を管理する、また秩序を守って行くものとすれば、それをすぐこう原因を糾明して、それで傷があるかどうか、それから治療方法どうすりゃいいかと、こういうふうな行動に移らなきゃいかんだろうと思うんですがね。

はい。

あなたの答を聞いていると自分で倒れたんだと、いやがらせみたいな振舞いに見えるのであなた自身は何もしなかったと、こういうことですね。

はい。

この点についてはあなたの取った行為は正しいと思うんですか。その点はどういう感じ持ってますか。

自分としたらいやがらせで倒れてる感じがしましたから自分としたら何もしなかったというふうに思ってますので、どこも言われる筋合ないと自分では思ってます。

あなたがその日の一時前にその法廷の付近の廊下へ行った時に寝てる女性が一人いたと言いましたね。

はい、いました。

その女性と退廷命令執行中に寝ておった人というのは同一人間ですか。

いいえ、違います。

違う。

はい。

あなたが一時前に見た女性というのは注意したらすぐおき上がったんですね。

おき上がったか、……。

それ記憶はどうですか。

今ないんですわ。

あなたは大きっぱに言って、松下の裁判に傍聴に来るグループですね、こういう人たちは廊下に寝転んだりよくするんだということは、もう頭の中に取りましたか。

ありました。

あなた自身の感じではそれは本当に体の具合が悪くてやっているんじゃないかと、多分にいやがらせみたいなき分でやっているんだというように思ってたわけですか。

か。

はい、思っていました。

そうすると、先程の質問に戻りますけれども、退廷命令を執行中に廊下で転んでる女性を見てですね、さして驚かなかったというのも先程の体験が影響していますか。

はい、影響しています。

弁 護 人（池上）

大島さんは混乱がおこってからですね、拘束命令の執行まで、大体一〇〇七、一〇〇八号法廷の前にいましたか。

最初一〇〇八号法廷前に全員集合さして協議してたんですけど、傍聴人がちよろちよろ…。

いや、大体の時間法廷の前の廊下にいましたかと聞いているんですが。

大体の時間法廷前にいました。

裁判所の診療所ありますね。

はい。

そこから看護婦さんが来たのは見ていませんか。

見た記憶ないんですけど。

ない。

はい。

それから松下さんを仮監へ連れて行きましたね。

はい。

その時根本さんは仮監にいましたか、いませんでしたか。

見ていません。

全然見なかったですか。

はい。

もう一つお聞きしますが、根本さんが現行犯逮捕されたということを知ったのは

いつですか。

松下を監置処分して、拘束執行してそのあとやったと思います。

あとというのは。

……。

何時ごろ。

時間は、……、あんまり記憶ないんですけどね、今になると。

誰かから聞いたんですか。

はい、聞きました。

誰から聞きましたか。

……、阪口さんやったと思うんですけど。

誰が現行犯逮捕したと聞きました。

それはずっとあとです。

え。

逮捕者でしょう。

ええ。

逮捕したのは阪口さんであるというのはもつとあとですけど。

それを聞いたのはもつとあとという意味ですね、逮捕したのが誰かというのを聞いたのはもつとあとという意味ですね、今は。

いや、現行犯逮捕したということ松下の監置のあとに聞きました。

誰から。

阪口さんから。

誰が逮捕したか。

誰が逮捕したかというのはもつとあとです。

いつごろ。

……、病院に行くぐらいやったと思います。

誰が逮捕したて聞きました。

阪口さんが逮捕したと。

それを聞いたのも阪口さんの口からですか。

はい。

弁 護 人（川窪）

今までの経験で退廷とか拘束命令を執行するのに関連して傍聴者を現行犯逮捕した経験はありますか。

ありません。

あなた自身じゃなくても、そういう状況に居合わせたり見聞したことはありますか。

ありません。

整備のあり方について年に一回研修会等があるんですが、現行犯逮捕のことについて研修受けることもあるんでしょうか。

自分の経験ではありません。

あなたが他の整備員にですね、上司も含めて、そういう人たちの間で執行に際して現行犯逮捕に関連した討論というんです、研修的な話をすることはありますか。

ありません。

一切ないですか。

はい。

そうすると、どの段階になったら現行犯逮捕に踏み切るとか、あるいは現行犯逮捕については誰の指示を仰ぐか、あるいはそういうことについては何か特別の基準なりはお持ちでしょうか。

持ってません。

全く持っておりませんか。

はい。

現行犯逮捕について勉強もされることはないですか。

自分の個人の勉強ではそりゃ個人的にしますけれども、公に現行犯逮捕

どうのこうのという話はありません。

あなたの認識としては執行に際してどのような状態になったら現行犯逮捕するとうふうに考えているんですか。

そやから理論的に言うたら公務の執行を暴行脅迫で妨害した時は公務執行妨害の構成要件にあたるとうふうに自分は理解していますけど、その逮捕するかどうかの基準については今まで話したこともないし、やったこともないし、本件以外やったこともないんで、基準については言葉になりますけど、暴行の違法性がものすごくひどい場合、著しい場合には現行犯で逮捕せざるを得んとうふうに自分では理解していますけど。

今回しかやったことないとうふうですけど、今回あなたが現行犯逮捕やったんですか。

やってません。

あなたが指示かなんかしていますか。

指示してません。

それじゃやってないんじゃないですか、何をやったんですか。

自分個人ですか。

はい。

自分個人はそういった現行犯のことは一切してません。

現場も見えてませんか。

見てません。

今度でも。

はい。

あなた自身が現行犯逮捕した経験もなければ、見たことも見聞したこともないと。

はい。

執行に際して、関連してね、そういうことですね。

はい。

先程検察官の尋問で、警察官を要請するに至った理由の一つとして、妨害激しいものと感じたと。

はい。

だから、けが人でも出たら困ると、こういうふうなことだったようなんですが、その妨害が激しいものと感じたというのは、あなたが実際にそういう状況を見聞したからでしょうか。

はい、そうです。

それはあなた自身に対する妨害ですか、他の警備員に対する傍聴人の妨害ですか。自分に対してもそうやし、ほかの人にもそうやというふうに感じました。あなたに対してはどういう妨害がありましたか。

そやから、松下に対して執行にかかってんの被服をつかんだり、引張ったりするんでそういうふうに感じました。

殴ったり蹴られたりというような状況はありましたか。

ありません。

あなた以外の警備員に他の傍聴人が殴ったり蹴ったりとか、そういう状況は確認しましたか。

いえ、見てません。

見聞はしておりませんか。

はい。

そうすると、あなたが妨害が激しいものと感じたという理由は松下さんをなにする時、拘束する時ですか、松下さんのところの羽交締めかなんかしている時ですか、その時に衣服をつかんだり引張られたと、これだけですか。

羽交締めのところでなく。

どのところですか。

もう少しあとです。

あととは。

そやから。

証人控室のことですか。

証人控室の時もそうですし。

どのことですか。

どの点に関して。

あなたが妨害が激しいものと感じたというんでしょう。

はい。

警察官を派遣する理由の一つとして。

はい。

その妨害の激しいというのは具体的にはどういう事実をさしておるんですかと聞いておるんです。

そやから法廷内から裁判長の指示で退廷執行を命ぜられて執行にかかり

出したらものすごい妨害が激しかったから。

だから、その妨害の具体的な内容を聞いているんです。あなたに対してどういう妨害が加えられたのかということですね。

そやから自分は松下に対して腕をつかむなりして執行行為に及んでいる時に根本被告人とかほかが自分の被服をつかんだり、胸のシールドを引張ったりいろいろするんで妨害激しいと判断したわけです。

そうすると、それだけですか。

まあ、：。

その点だけですか。

ほかにも。

ほかにはどういうことがありましたか。

そやから根本被告人を執行してまた一旦法廷の中に入って松下をまた執行した時にもいろいろ妨害があったから。

どんな妨害がありましたか、具体的に。

女の人が松下を説得するから。

それは妨害じゃないでしょう、言葉で言っていることやから。ある程度有形力の行使というんですか、そういうもので限定して言ってほしいんです。

そういったこととか、あと：。

そういったこととは。

法廷内から。

根本さんを一旦退廷で外へ出して、あなたまた戻って来て松下さんをもう一回退廷させようとした時にまた激しい妨害があったというんでしょう。

はい。

それは具体的には何をさしているんですか。

そやから：。

どういう妨害。

ほかの人が自分の被服を引張ったり、松下本人が動かないとか、そういったことからです。

しかし、服を引張られたり、松下本人が動かないということぐらいのことで警察官を派遣を要請しないところが人まで出るんじゃないかということところにちょっと結びつかないように思うんですけども、けが人まで出るというふうに判断した根拠はなんですか。

そやから先程から申上げている妨害が激しかったと。

だけど、その妨害の内容というのは今言うように松下が動かないからと、あるいは執行しようとした時に衣服を引張られる程度で、殴ったり、蹴ったりはなかったという話でしょう。

それは自分のことであってほかの人はあのう…。

それじゃそういう状況はあなた見たかと聞いてるけど見てないと。

見てました。

さっき見てないと言ったでしょう、他の警備員に対するいろんな暴行があったかどうかについては自分は見ていないと、見ておったんですか。

そのね、自分もいろいろ。。

見ておったかどうか、見たかどうか。

だからいろいろ動いているから部分的に見ている部分と見てない部分とがあります。

どういう部分を見ましたか。

そやから、ほかの警備員の人が退廷執行してる時につかまれたり、なかなか困難に、動かないというふうなことを見ました。

たとえば具体的な警備員の名前を上げて下さいますか。

そやから、速見警備員とか、ほか、竹脇警備員、それから自分が見た、阪口警備員、それからほかにおった人は……、新谷警備員とか。

そのあなたが部分的に見たという激しい他の警備員に対する妨害というのは傍聴

人がなかなか素直に出ようとしない、あるいは衣服を引張る、そういう程度のものでしたか、それとも殴りかかる、蹴りつける、そういうふうなこともありまして、あなたの見た範囲で。

自分が見たんでは動かない、被服を引張る、そういったことです。殴りかかるようなことは見てません。

そうするとね、あなたの自分に加えられた妨害あるいはあなたの見た他の警備員に対する妨害等を見ますと、果して庁舎外までエレベーターを通じて出すのけが人まで出るというふうに予想ちょっとしにくいんですが、そのへんは何故あなたは警察を呼ばなければけが人の出る事態になると判断したのか、ちょっと私としてはしっくり来ないんですけどね。

それは弁護人のしっくり来ないところであって、自分はしっくり来てます。

あなたはそれでしっくり来た。

はい。

それから先程検察官の尋問であなた暴行陵虐というふうな言葉が法廷で当時上がっていたかどうかについて、そういう声は上がっていないと言いましたね。

はい。

それはいつの時点をさして上がってないと言ったんですか。

その日通じてです。

そうすると、法廷内から廊下へ退廷の執行をする際にそういう声は上がっていないかということですか。

上がっておりません。

その退廷を執行する時の状況は法廷内は静かな状態でしたか、その騒音の程度ですけれども。

騒然としておりました。

騒然としておっているような言葉が飛び交っておりましてか、意味を理解したかど

うかは別として。

それは自分が聞いたのんでは、……、なんでやとか、理由を言えとかぐらいで……。

いろんな人が口々にいろんなことを言っていて騒然としている状況ではなかったですか。

騒然としてました。

そうすると、暴行陵虐という声が上がっていなかったということは確定的には言えないんじゃないですか、あなた上がっておいても聞こえなかったということも考えられませんか。

少なくともほかの人からもそういういったことは一切聞いてませんし、自分も見聞きしておりません。

あなたがそういう言葉を上がっていなかったというんじゃないかと聞こえなかったということですね、仮にあったとしても聞いていないということですね、あなた

自身は。

自分は一日中聞いておりません。

私が聞いているのは、法廷内が静かであればそういう声が上がっていません。断言出来るんですが、あなたが聞きもらった可能性もあるんじゃないかというふうに聞いているんですが。

ありません。

聞きもらった可能性はない。

ないです、そういったことは一切なかったと。

そうすると、あなたとしては法廷内でいろいろ上がっている声は一応全部聞き取っておったということですか。

そういうことではなく、傍聴人にしろ誰にしろそういったことは一切発してなかったと言ひ切れると自分は信じております。

その根拠を聞いておるんです、静かな法廷であればね、そういう声が上がったか

わかりますからね、印象的なことは覚えていると思いますが、そのような騒然とした法廷内で発せられた言葉をね、あなたが、すべてあなたの耳に入ったかどうか、これも疑問ですし、あなたが覚えているかどうかも疑問ですからお聞きするんですが、間違いなくそういう言葉は一切なかったというふうに断言出来るんですか。

はい。

そのような騒然とした状況の中ですか。

はい。

被告人

第五回公判の時の大島警備員の証言の中に、当日の警備の報告書というものについてなんですがね、報告書は毎回係長通じて課長に出すが、その三月二四日の場合はずっとあとでその大島警備員が通常の日報を出したと述べているんですが、報告書と日報の違いというのはどういう違いなんでしょうか。

通常の事件であればその日に日報という形で報告しますけれども、特段の報告せなあかんような事態が生じた時は別に報告書として書類を作成して係長通じて課長に出します。

よくわからないんですがね、前回の第五回ですかの証言では報告書は毎回係長通じて課長に出すと言っているんですね、それは通常の場合のことですね。

はい。

そして三月二四日の場合はずっとあとで大島警備員が通常の日報を出したと述べているんですがね、今言ったのとさかさまのように感じるんですけど、日報と報告書と。

そんなら自分が言い間違うたと思います。

通常の場合は日報なんですか。

はい。

特別な場合は報告書なんですか。

はい。

報告書出すような特別な場合は日報というのは削除されるわけですか。

日報も書きます。

三月二四日の場合は日報も出ているんですか。

出ます。

別に報告書も出ているというんですか。

出ます。

その日報については大島警備員は全くわからないが報告書は自分が出したと言っているんですか。

一応分担としてね、高裁の事件についてはほかの人が日報書くというふうになっているんですわ。そやさかいにはほかの人が日報書いて、自分は報告書として書面を出したんです。

それは責任者として大島警備員が出したということですか、責任者として。

責任者ではなく、もうこれ言うてええかどうか知らんですけど、日報の欄の中に特記事項というのがありまして、以後の整備について参考となるような事態が発生した場合にはそこに具体的に、特記事項のところにいろいろ当日あったことを記載する欄があるんですけども、そこを自分が書いたというふうに理解してもうたら結構です。

ずっとあとと言っていました、三月二四日以降どのぐらいたって出しているんでしょうか。

書いた日にちがちょっと今覚えてないんですけど、その書面に日付けを記載しますので、その書面見んとちょっと書いた日はちょっと覚えてませんけど。

裁判長

この三月二四日の退廷命令、拘束命令の執行について、あなた方整備員の立場から見てこういう点がまずかったなというところ、こうしておけばよかった

というようなところは何かありますか。

……、今、そうですね、今申上げれるのは自分として、責任者として当日の警備についてはなんらいろいろこう批判される部分はなかったと自分分は思っています。そやからこうしたほうがよかったというふうなところは今さしあたって見当らないんですけど、要するに自分は責任者として取った行動は誰が見ても納得するような行動であったと自分は少なくとも信じております。

ついでにもう一つ、その退廷命令、拘束命令を出した裁判所側、あるいはあなたと直接の警備員ではない法廷の構成される書記官とか、そちらのほう、それとあなたの方との連絡とか、そのあたりのところについてはどうでしょうか。

……、そうですね、……。

裁判所のほうもね、私たちの裁判所もこういう退廷命令、拘束命令出したような部としての経験ありませんので、むしろそういう事例としてはあなたのほうが詳

しいわけです。この三月二四日の一つのケースというのは、普通退廷命令、拘束命令出されれば大体はこんなものなのか、あるいはそういう執行自体はうまく行ったほうなのか、それともかなりギクシャクしてうまく行かなかったのかというような点は。

一 応その裁判長の意向としましたら庁舎外まで執行せよという指示があったんですけど、法廷まで出すのに相当時間かかったんで、その点に關しましてスムーズには行かなかったというふうに理解していただけますけど、二〇名に対して警備員一三名でそう大した双方のけがもなくあんだだけやれたんはスムーズやったと自分は理解しております。

昭和六一年一月一四日

大阪地方裁判所

裁判所速記官

細田良夫



事件番号 昭和六一年(わ)第二四三号

証人尋問調書

(この調書は、第七回公判調書と一体となるものである。)

裁判所書記官印



氏名 阪口 芳正

年齢 昭和一九年三月二三日生

職業 国家公務員

住居 堺市深井清水町三八九四

尋問及び供述

別紙速記録のとおり

以下余白

裁 判 所

出たことがある。

はい。

あなた、被告人の根本、知っていますか。

(見て) 名前は最後まで分からなかったですけど、顔は知っています。

それは、いつが初めてですか。

その三月二十四日の前の、緊急出勤のときに、根本さんの顔は知っています。

この民事裁判の問題となっている三月二十四日の前の裁判のとき、あなたが緊急出勤したと、そのときの法廷敬告書の概要を簡単にいいから説明してくださいませんか。

当部の主任さんから、法廷内に傍聴の方がいて、出てくると言われたので出てくれないと。だから出て

ほーいといふことで、それから北側の東側の出口から出てもうつたんですけれど。

従事した警備員は、何人だったんですか、大体。

そのときは……はつきり分かりませんが、一名は越えてたと思うんですけど。

そのときには命令は出たんですか、出なかったんですか、退廷命令とか。

退廷命令は、出てます。

で、特にトラブルが起ころうなことはなかったんですか、抵抗とか抗議とか混乱とか、こういうのはどうですか。

若干、抵抗はあったんですけど、それほど混乱は、なかったです。

根本被告人と初めて会ったと言っているんですけど、それはどう

「ブー」から知るようになったんですか。

北側の出口を出してもらいまして、そのときに根本さんが仲間の入から「どげられる」という、そういうような感じにでもやられたと言っているが、それで印象がすごく深いんです。

それは、どいうブーなんです、具体的に言うことでしょうか。それがあったんですか。あなたが目撃された行為として、は、どいかなことがあったんですか。

手をぬぐうとか、服とか財布とか、いろいろものを勝手に、根本さんのものを出して、一人の人を数名で「どい」めて、どいうふうな感じにやったんです。

それは、その裁判を傍聴に来て、それで退廷命令が出て、退出した人達のグループなんですか。

はい、そうです。

グループの一員。

はい。

あなたは、この裁判の当事者がだけれど、どういふことが裁判の内容となつてゐるか、対象となつてゐるかといふことについて、それまでに知識はありましたか。

いえ、松下さんといふのと、それから事件名が家屋明渡しぐらいしか、知りません。

根本被告人が傍聴人の一部と思われ人から、そういういふあなたの表現を借りると、いびられるようなことになつてゐる理由については、あなたは予備知識を持ってまいたか。

ありません、分かりません。

裁判所

そうすると、根本被告人の顔は知っておったんだけども、
名前が分かったのは三月二十四日の事件があって、初めてだ
と聞いています。

はい。

それで三月二十四日のことですが、法廷に向かったのは大体、何
時ごろですか。

一二時四十分ぐらいだと思います。

まず、その現場へ行って、どんなことをされましたか。

一階の法廷前に大島さんと行きまいたら、一名
ぐらいおりました。で、廊下に一名、それからイスの
上に一名寝ておりました。

廊下に寝ておいたのは、男、女、どちらですか。

男の方です。

名前、分かりますか。

ええ、根本さんでした。

寝転ぶって、どんなことをしてたの。

全く長々、そのまま寝転んでるといっ。

仰向けですか、うつ伏せですか。

仰向けです。

あなた方が法廷警備やってて、そういうふうに廊下に
ゴロンと転がってる例は多いんですか。

いえ、初めてです。

あなたは何のためか、こんなことをしてるのかと不審に思っ
てませんか。

それで大島さんが、一応注意を以て起きてもらっ
ました。

気分が悪いとか、それから頭が痛いとか、そういろいろい
訴えは当時ありましたか。

いえ、ありません。

まっ直には、大島さんの指示には従ったんですか。

はい。

それからイスの上に一人いたと言おうんですけど、性別は。

……ちよつと今、はっきり分かりませんが。

その人は何をやってたんですか、そこで。

イスの上へ、やっぱり仰向けに寝転んでおりました。

おれは何脚かつなぎ合わせってるイスですね。

はい。

あそこに横になるといふのは、非常に北月中が痛かったり

凸凹があつて難いと思つておすけど、そこへ寝転んでおつたわけですか。

はい。

何をしてたんですか、その人は。

何もしてません。

ただ寝てた。

はい。

それに対しては、あなた方は何か注意を以てたんですか。

起きてくださいと、こういふところへ寝てもうたら困

りますよというところを大島さんが言つておりました。

それから、そこにおつたほかの者は、立っておつたんですか。

はい、バラバラに立っておりました。

それぞれ何をやってたんですか。

裁

判

所

法廷があくのを待つような感に立ってあったと思
います。

あなた方が寝てる人を起こしたり何かしてることに対し
て、傍聴人が何らかの反応を示しませんでしたか。

いえ、示しません。

それから、~~その~~廊下のどこか何かにウイスキーのびんが置いて
あったのを目撃してありますか。

はい、イスの上にウイスキーのびんが一本置いてあり
ました。

それは、イスのところに寝てる人がいたと言いましたね、
それと同ドイスですか。

はい、同ド並びの端っこです。

それは、~~その~~ための持ち物なんですか。

それも大島さんが注意を以て、男の方が袋の中
にしまったんです。

そのイスの寝てる人以外の人ですか。

はい、そうです。

で、袋の中にしまった。

はい。

その現場で、そこへ行っている人が酒のびんを回して飲
むとか、座って飲むとかいろいろなるん囲気はあったん
ですか。

いえ、ありません。

現場でだれかが酒を飲んだという形跡は、見当たら
なかったですか。

わかりません。

そのほかに、品物が法廷付近の廊下に持込まれている
というのを目撃したことは、ありませんか。

イスのとこにビー玉も袋に十数個入ったのも見
ました。それも大島さんが注意したから、それは袋
にしまわずに、窓際のとこに置換えたという。
小さな網の目になった袋の中に、ビー玉が一個づつ入っ
てたと。

一個以上やと思いますけど。

それを一まじょうに言ったら、窓際のとこに寄せた
だけで収納は、なかったと聞いてやね。

はい。

ほかに特徴的なところは、なかったですか。

子供さんが見えてたので、そのビー玉も子供さんの

もんやと私は自分で感じて。

子供は大体、何歳ぐらいの子供ですか。

三、四歳いやないかと思っとうんですけど。

田カの子ですか。

男の子です。

その同伴者というのは、だれかいたんですか。

分かりません。

それで傍聴人の出入口とか、それから当業者の出入口、

この錠があげられたのは何時ごろでしょうか。

一時ちよつと前やったと思っります。

だれがあげたんですか。

山田さんという廷吏さんが、中からあげてくれま
た。

それで傍聴人の入廷が始まったわけですか。

はい。

傍聴人を入廷させるについて、あなた方、特に配慮に事項
項がありますか。

大島さんが入廷に際して、傍聴人の方に指示を一通り
してたんですけれど。

それは、内容はどんな内容でしたか。

危険物とか、そういう持込みはしてもうつたら困
るからということでした。

大島さんに、この法廷で尋ねたり、何かあらかじめ紙に書
いたもの、メモを読上げたと言っているんですけど、そういうのは
事実なんですか。

読んでたと思います。

それはもう入廷—ようにする傍聴人にちゃんと聞こえる
よ—な大きな声で、はっきりやりま—たか。

はい、大きな声でやってま—た。

それで、あなたは入廷者の数、傍聴人の数について記録
—ま—たか。

記録は取りませんが、確認は—ま—た。

傍聴人は、何名で—た。

二〇名だったと思います。

あなた、松下という人を知っていますか。

そのとき、大島さんから、あの方が松下さんという—
—ことで、そのときに知りま—た。

当事者席に座—つてゐるのを、あなたは目撃ま—してま—すか。

はい。

それで松下だということがかかったということですね。

はい。

二〇名というのは、松下を含めての数ですか。

含めていません。

そうすると、その二〇名の中には先程言った三歳の男の子も含まれていたりけですか。

はい。

その田村の子をだれが同伴しておったかというのは、分かりませんか。

ちよつと記憶ありません。

それから傍聴人の中には、当業者の出入口から入るうとする人がいましたか。

私には分かりません。

それから傍聴席と、それから当事者の席のあるコーナー
へスイングのとびらを押し入って来るような人は、いませ
んでーにか。

私は目撃してません。

それから傍聴人がきつくと着席したかどうかというのは、
あなた確認してまあか。

はい、確認してます。

先程、あなたが述べられた二名以外に訴訟の当事者と
か、その関係者、それから新聞とか報道機関の記者
達はいまーにか。

報道の方は、いてません。

控訴人、被控訴人の関係はどうですか、当事者関係。

控訴人側は、松下さんがあったと思いますけど。

そうですね、法廷には傍聴人のあなたが勘定された二
名だけという事になりますか。

はい。

そこで傍聴人の入廷が終わったあと、こうなりましたか。あ
なた方はどういう行動をとりましたか。

裁判官の入廷を待ってたんですけど、小窓からの
ぞく場合、警備員は今までの例からして、ま
もにあげて見ると、傍聴人の方に刺激があるんで、
すき間からのぞけという我々敬言備員の敬言備隊
長からの指示で、今までそうしてまますので、そうい
う形でのぞいておりました。

大島さんも窓から中をのぞいたり何かしてたわけですか。
交替交替にのぞいてたと思います。

あなたは、とびらが開いて法廷の中に入ったこと、あるんですか。

入っては、ありません。

それから当初の計画では、二人の警備員が中に入って、ほかの者は外で待機するということですね。

はい。

その計画は、きっちりとしたら、実行されたんですか。

はい、傍聴人が入る前と思っただけで、警備員が二名入っております。

どこで待機していたんですか、その二名は。

控訴人席の後ろとフロントですか、バーの前とフロントか、そこに座っております。

それから警備員が結局一時ごろには、何人そろったんで

すか。中に入った二人と、それからあなたと大島さんと、ほかには何名ぐらいおりました。

それから遅れて三名ぐらい来たと思います。

その人達は、どこで何をしていたんですか。

どういいう事情が遅れて来た人には、控室に待機するようになっていまして。

それは証人控室と呼ばれるコーナーですか。

はい、そうですね。

それから裁判官が法廷に入られたのは、何時ごろですか。

一時五分ぐらいじゃないかと思っておりますけど。

それは、どういいうことで、あなたに知れましたか。

すき間からのぞいておりましたら裁判長らが入ってきたので、それで着席したので、今始まったと

いうことが分かりました。

それで、その直後、閉廷という措置になっておるんですけど、あなたが窓から確認して裁判官、入廷されたと

はい。

それで、その次はどついうことから法廷に混乱が起こったとつうのを察知できまされたか。

すつと、すみ間からのぞいてたんじやなくて、大島さんに開廷を告げて、それからしばらくたってから、私は大島さんの声と思っただんですけど、ほかの人の声かも分かりませんが、物を投げたという声が大島さんのあとに私がついて、当事者の入口から入り

ました。

物を投げたというのは、だれが言ったかといつのは、あなたには

はっきり。

分かりません。

特定することができないわけですね。

はい。

その声が上がってすぐに、法廷内に大島さんとあなたが入ったと。

はい。

順序からすると、大島さんとあなたと二人二人になりますね。

はい。

どちらの入口からですか。

当事者の入口からです。

それは、あなたが裁判官の入室を自分の目で確認されて、何分後ぐらいと聞いておいてください。一歩はあつたの

ことで時計を見て計るようにはりかんと思いますが、大体どのぐらいの間隔だったですか。

二、三分ぐらいじゃないかと思うんですけど。

それから大島さんが最初に入ったと。で、大島さんに次いであなたと二人となんですが、その差を言いますか、これはもうほぼ同時と見ていいですか。大島さんとあなたはほぼ同時ぐらい。

はい、そうです。

それは間違いない。

はい。

昭和六一年一月一八日

大阪地方裁判所

裁判所書記官

原田 ちづみ



宣誓

良心りようしんにしたがい、知しつていることを
かくさず、正しやう直じに述のべることを誓ちかい
ます。

証人

段 口 芳 正